

「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る 検討会報告書(第2回)」を公表 厚生労働省



厚生労働省は、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」を開催し、有害性評価とばく露評価によってリスクが高いと判断された「ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)」と、発がんのおそれのある有機溶剤 10 物質について、具体的な健康障害防止措置の検討を行い、報告書をまとめ、公表しました。

< 報告書の概要 >

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトについては、これを含有する製剤を用いた成形加工又は包装の業務について、特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)の「アクリルアミド」と同様に、作業環境測定の実施や局所排気装置の設置等を講じることが必要であると結論付けました。

また、発がんのおそれのある有機溶剤について、発がん性という有害性を勘案し、作業記録の作成、記録の30年間の保存等特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要であるとしています。

○発がんのおそれのある有機溶剤

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

今後の予定として、関係政省令の改正を平成26年8月頃公布し、平成26年10月施行となっています。

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014年1月29日付 厚生労働省報道発表資料

測定技術箇所 杉田高則